

宮城海区漁業調整委員会委員候補者審査会設置要領

(設置)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号)第138条第1項の規定に基づき任命する宮城海区漁業調整委員会委員候補者(以下「委員候補者」という。)を審査するため、宮城海区漁業調整委員会委員候補者審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員候補者の審査に関すること
- (2) その他審査会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審査会は次の委員をもって組織する。

- (1) 水産林政部副部長(技術担当)
- (2) 水産技術総合センター所長
- (3) 水産林業政策室長
- (4) 水産業基盤整備課長
- (5) 各地方振興事務所水産漁港部長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は水産林政部副部長(技術担当)、副委員長は水産技術総合センター所長とする。
- 3 委員長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第6条 委員は公正かつ客観的な審査に努めなければならない。

- 2 委員は審査の過程及びその結果において知り得た情報を漏らし、又は自己及び他者の利益のために利用してはならない。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は水産林政部水産業振興課に置く。

- 2 事務局は審査会の庶務について処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年9月23日から施行する。

(調整規定)

- 2 この要領の施行の日が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「漁業法（昭和24年法律第267号）」とあるのは、「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）」とする。

附 則

この要領は、令和6年9月25日から施行する。